

# 町からのお知らせ

住民課  
☎89-3334

## 固定資産税の減免について

公益のために直接使用している土地・家屋（有料で使用するものを除く）の所有者にかかる固定資産税は申請により減免となります。（例：集会所用地、集会所家屋など）

該当する固定資産をお持ちの方は、五月二十三日（水）までに役場住民課税務係・支所町民課町民係へ申請をしてください。



## 平成十九年度から国民健康保険税が変わります

国民健康保険税は、被保険者全員に係る医療保険分と、四十歳から六十四歳までの被保険者に係る介護納付金分の二つを合わせて保険税として納めていただきます。この介護納付金分が、平成十九年度から改正されます。

Q どのように変わるの？

A 介護納付金分の税率が次のように変わります。

医療保険分については、今までどおりの税率で計算します。

Q いつから変わるの？

A 平成十九年度第三期（八月通知分）から変わります。

\*平成十九年度第一期（四月・二期（六月）分については、前年度の課税額の十分の一の税額を暫定税額として納めていただきます。

◎詳しくは、役場住民課税務係又は各支所町民課町民係までお尋ねください。

	平成18年度まで	平成19年度から
所得割額（前年度中の所得が基礎）	0.75%	1.55%
資産割額（該当年度の固定資産額が基礎）	7%	12.5%
平等割額（一世帯当たりの額）	3,600円	5,200円
均等割額（被保険者一人あたりの額）	5,700円	7,800円

環境衛生課  
☎89-3336

## 平成十九年度農業集落排水処理施設使用料の通知について

平成十九年度農業集落排水処理施設使用料について、使用者を対象に「納入通知書兼口座振替通知書」（はがき）を四月二十日（金）に発送予定です。

使用料・使用人数等に誤りがある場合は、五月三十一日（木）までに届出をしてください。期日を過ぎて届出のあった場合は、届出の翌月からの変更となります。

詳しくは役場環境衛生課または支所町民課までお問い合わせください。



保健課  
☎89-3334

### 出前講座を ご利用ください

介護保険制度が施行されて、既に六年が経過しますが、サービスを利用されない方から制度がよく分からないという声をいただいています。

そこで皆様の声に応え、各地域、老人クラブ等で希望があれば、担当者が出前講座をおこないますので、この機会にぜひご利用ください。講座を希望される場合は、役場保健課介護保険係までご相談ください。

### 介護保険料特別徴収 (年金天引)の開始時期が変わります

現行の制度では、年一回(四月一日)年金受給者の把握を行い、十月から特別徴収を開始していたため、新たに六十五歳になられた方や転入された方の介護保険料を特別徴収させていたにもかかわらずに最長で一年半かかり、その間は、納付書や口座振替(普通徴収)で納めていただいていたいました。しかし、介護保険法の改正により年金受給者の把握・特別徴収の開始が年四回となり、対象となる方は、現行より早く(最長で十九月)特別徴収を開始することとなります。該当する方には、役場からお知らせしますので、ご不明な点は保健課介護保険係までお問い合わせください。

福祉課  
☎89-3335

### 平成十九年四月一日 から児童手当制度が 拡充されました

三歳未満の児童の養育者に対する児童手当の額が、一律月額二万円となりました。三歳以上の児童の児童手当の額、支給対象年齢及び所得制限限度額については、今までどおりです。

今回の改正では、特に手続きを行なう必要はありません。なお、平成十九年四月から三歳未満の児童の児童手当の額は一律月額二万円となりますが、三歳到達後の翌月からは、第一子及び第二子の手当額は五十円となりました。詳しくは、役場福祉課または各支所町民課福祉保健係へお問い合わせください。

農業委員会  
☎89-3350

### 平成十九年度 農作業標準賃金

平成十九年度農作業標準賃金が決まりました。地域の実情によっての違い等が生じますので、標準額を参考によく話し合ってください。

※コンバインについては、圃場条件により加算します。  
※防除作業を除く機械作業について、圃場一枚移動することにより三〇〇円の加算をします。  
※消費税込みの金額です。

(単位:円,10㍉当り)

作業区分	水田耕起のみ	水田代かき	水田耕起から代かきまで	動力田植え	水田防除	コンバイン	乾燥調整	一般農作業
金額	8,000	10,000	17,000	8,500	2,000 (薬剤は別)	20,000 運搬込み 22,000	30kg当り ハチ干 600 生(24%基準) 1,200	8時間 (男女共) 8,000